

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関  
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(定義) <b>第2条</b> (略) 2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条第1項に規定する高等学校及び特別支援学校の校長をいう。	(定義) <b>第2条</b> (略) 2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条第1項に規定する高等学校、 <u>特別支援学校及び幼稚園</u> の校長又は園長をいう。